

であれば、今はできないのだから、そういうふうなものはお断りして、この検査港だけに入つて来るようにした方がいいと思います。それでなければ、主として軍艦が入つて来るのは、安保條約に基く行政協定による船以外は、あなたがおつしやるように一年に一ぱいか二はいしか入つて来ないのです。しよつちゆう入つて来る船は、アメリカの船にきまつてゐるのですから、それならアメリカの費用で、あるいは防衛費の中から向うにお金を分担させてつければよいのであつて、こちらの方で手を明けて、向うにだけ義理立てしなればならないということはないと思います。日本も独立国だと政府は言つてゐるのですから、義理立てをする必要はないと思います。それはどうですか。

○幹部説明員 わざ／＼手を明けてというふうに、明文で書いてありますから、そういうふうにおとりになるかも知れませんが、要するに、ただいま申しますように、戦前からの国際慣習というものを生かすために、本法の制限規定を落しておかなければ、どうしても自衛隊になりまして、そこに今は二十四箇所ですか、この港以外の港に入つてくれば困るということをしてたとつてがなんばらざるを得なくなる、こういうことになるのです。事実上、そういう慣習上のつき合ひができるようにするための道をつくつたというのが、あくまでも筋でありまして、それが、あつたわけではないのであります。それは重々お話し十分おわかりだろふと思ひますが、あの二十四箇所という港は、大体外国からの大きな船の出

入りする港なんです。あれ以外に入つて来るというところは、おそろくあるまいと思ふのでございまして、全然国際慣習を破つておつき合ひができません。うような事態を避けるために、一応排除する規定を設けて、話合ひが出た場合には話をつけられる道を残しておいて、こういうことなのであります。あれは、どうぞどこでもお入りくださいというふうにおとりいたたくと、まことに趣旨が違つたのでございまして、

○菊田委員 しかし、あつた入りに法文に規定してあれば、どうぞお入りくださいというふうにとつてもしかたがないのです。何もわからないのですから、同じように並べてあるのですから、検査法を施行してない港でも検査ができるのだというふうにしてあげば、どこでも御都合のいいところにお入りくださいという以外の何ものでもないと思ひます。

それから、あなたは国際慣習によるとおつしやつたけれども、私がさつきからお尋ねしてゐる通りに、アメリカあたりは、検査を省略することができるといふ規定はあつても、検査港以外のどこにでもお入りくださいという規定はないのですから、そんなものは害が必要がないじやないかということ、私は言つてゐるわけなんです。

○幹部説明員 これは法律の立て方の問題だと思ふのでございまして、私も今度初めて一港検査主義というものをとりまして、船舶の行動の便利をはかるということをやめたのでございまして、そこで入国港というものをびつしやりきめてしまつたのです。でありますから、こういう規定が必要になつたのであります。これは明文にある以

上、どこでも入つてよろしい、さあお入りくださいというふうにおとりになるのも、読み方の一つでございまして、私が、私もどしどし、そういうのが本旨ではございせん、そういうふうな読み取りの可能性がある十分認められます。しかし私どもの本旨は、あくまでもどの港に入りたいという事前の折衝があつた場合に、私の方ではこの二十四箇所にしか入れないことにきめてあるのだ、まことに困つたことではないかということが、なるべく起らないように、そういうふうな摩擦が起らないために道を開くという趣旨でございまして、貧弱な国力をもつて、病菌が入るかも知れないということ、門をあけて待つてゐるという趣旨ではございせん。

○菊田委員 それはわざ／＼日本人を敵にして病菌で殺してやろうといううなことを考へない以上、あなたがおつしやつたように、手を明けて病菌が入つて来ることを待つてゐる趣旨ではないかということはおわかりです。私もそんなふうには考へておりません、結局この結果が、そういうことになるかも知れない。だからそういう事態にならないうちに、これは政府として防ぎ得るではないかということ、私は言つてゐるのです。私は大体あなたの方の御意見もわかつてゐるのでして、ほかの委員からもこの点は質問があるでしようから、私はこれ以上質問いたしません、一つお聞きしたいのは、政府の方でも、港々に検査所がないということ、は、少くとも不便だということ、知つてゐるのですから、今度はおもに外国のためにそういうふうな検査所のない港を開いて、しかもそれを使用す

るのは、あなたも言つていらつしやるように、もし使用することがありとすれば、これは主として、一日に三十ばいも横須賀だけに軍艦を入れてゐるというアメリカ以外には、そう私は問題にならないと思ひます。実際の問題としては、どこの國にも門は開いておりますが、実際に日出入りしているのは米國の軍艦なんです。それならそのための行政協定もあること、すなはち、あなたの方で費用を出してもらつて、検査所を日本で建てるからという交渉をされたか、しなかつたか、この際一点聞いておきたいと思ひますが、どうですか。

○楠本政府委員 この点につきまして、今後の問題でありまして、現状におきましては、私もアメリカ側がこの特例に規定いたしますと同様なことを、間違ひなく実施してくれたいというところを、先日もお話ししましたように、期待をいたしております。従つて現状におきましては、必ずしも特別な経費は必要なかろうと考へておるのであります。将来御指摘のような点がありまして、多分に経費のかかるような事態が生じましたならば、その際は行政協定に基く予算措置というものは考へなければならぬと考へておるわけでありまして。

○菊田委員 前回同じような御答弁をなさいましたときに、私はそういうことは問題にならないのだ、そういうことは目前の問題で将来の問題でないというのを申しましたから、きようは申しません。次に、前回十分お聞きしていなかつた飛行場のことにつきましてお尋ねしたいと思ひます。今回政府の答弁によ

ると、今予定されてゐる三十の米軍飛行基地の検査は、今度制定される外国軍艦に對する検査法の特例を基準として、米軍に自主的に検査をやらせるようになつて、日本の検査を求められたとき以外ではできないということに實質上はなるのだ、検査所も、今度できるその米軍の大体三十個の基地内には、日本の検査所もできないのだ、こういうお話だつたのです。すると、この米軍の飛行基地は、朝鮮との戦争によつて最も多く用いられてゐるものであつて、今は休戦會議が進められておりますが、その前途も必ずしも樂觀できない状態になつてゐる、これは御存じだと思ひます。そうすれば飛行基地から飛び立つたり、帰つて来たりする回数、港の場合よりも、もつと頻繁でありますし、距離からいつても、ずつと短縮されるわけなんです。しかるに、朝鮮では米軍が細菌戦をやつてゐるというところもつばらわいて、このことはフランスのキユリー博士等の權威ある科学者も、これを主張してゐるわけなんです。それだけじゃなくて、國際的ないふ／＼な權威ある機關も、同様の問題でアメリカの反省を求めておられますし、特に最近では、アメリカの中における科学者の学会で、アメリカは細菌戦を使わないうことを決議して世界に発表しなければいけないというところまで、いわれてゐるわけなんです。こういう状態ですから、單にこの細菌戦がデマだということは、何の根據もないわけなんです。それでなくても、戦地は疫病が非常に流行しやすいような條件があるのですから、そういうときに政府が、日本の国内の各地の飛行基地から、自由にそういう戦場を経て

来た飛行機が出入りするのに対して、何も防疫をみずからしない。こういうことで、日本国内にそういう伝染病が入らないという確信がほんとうに持てるのかどうか。そういうことを、私はお聞きしたいわけなんです。基地はアメリカの権限内にあるといつても、細菌に対してまでアメリカは保障してくるわけじゃないのです。今度は検査の権利が、占領が解除されて一応日本にまかされているというのですから、やはり日本人の健康を守るという意味から、特に基地にはパンパンなんかもしよつちゅう出入りしてあります。日本国民の密集地帯があるわけなんですから、こういう状態に対して、一体政府として、日本の防疫上ほんとうにこういう状態で責任が持てるということがあるのかどうか、この点をひとつお聞きしたいと思うのです。

○楠本政府委員 ただいまのお話を伺つておりますと、駐留軍と国連軍とを若干混同されたのじやなからうかと考へられるのであります。と申しますのは、駐留軍はそうしばしば移動をしたり、あるいは戦地と往復するようなことは考へられないのであります。次に、現在のような考へ方で、はたして国内防疫に開隙を生じないかという御意見であります。これに關しましては、もちろん私も、開隙をつくらないことを見越して、また開隙をつたのでありますから、もちろんこの措置によりまして、国内防疫を混乱させるようなことはないということを、責任をもつて申し上げられると思うのであります。

○田田委員 駐留軍と国連軍を混同し

ているのじやないかとおつしやるのですが、しかし、私が今申しました三十の基地というのが、アメリカとの行政協定によつて今度きまつたということでは、はつきりしているものであつて、そこを使用するのが、たまたま、国連軍であらうとなからうと、行動として、日本の側からいへば、これに対しては行政協定に基いた協約として、日本側にも発言する権利は当然あると思うのです。それから、部長は、今責任を持つて防疫のことはできるというふうにおつしやつたのですが、これは私は事実とはなはだ違ふと思うのです。これは前問お尋ねしましたときに、米軍と基地の問題で交渉をやつた際、日本政府も基地の中に検査所がないということに非常に困るから、ぜひ検査所を飛行基地の中に設けさせてもらいたいというところを先方に要求し、先方の軍医も大体了承しておつたにかかわらず、アメリカの作戦上の見地からこの問題が御答弁になつておるのです。そうすれば、日本政府としても、当然こういう状態が非常に国内防疫上不安だというからこそ、そういう交渉を進められたいと思つたのです。その交渉がいられなかつたのであれば、これは国内防疫上非常な穴になつておるのだというところを率直に言われて、むしろ国民のすべての協力を得て、こういう問題をなすことに私は努力される方が、ほんとうに良心的な官吏としての責任じやないかと思つたのです。あなたのよう

に、そういうことを隠してしまつて、ただ大丈夫ですと言つておられては、私どもは決して信用できないのです。

○經部説明員 国連軍と駐留軍の使い方というお話でございます。實際問題といたしまして、行政協定によりましてアメリカ軍の管理いたします基地の区域の決定作業が、合同委員会で行中であるという、今進行形の狀態なんです。ですから、行政協定に基いて定められた区域内に対する細部の行政の運営につきましては、これはその上で人員なり費用なりというものが要するやうな事態が出て参りますと、さつそく私どもとして私どもの検査の立場で、もちろんまた予算も要求いたしまして御相談を申し上げたい、こういうふうには実は考へておるのであります。今まで申し上げておりますのは、行政協定以外の外国軍用艦船、こういうふうな御理解願ひたい。ですから、この検査法特例という名前が、行政協定に基く検査法特例というのではございませう、もと／＼の検査法の中の特例である。それから行政協定に基いた基地に對して、何らかの措置を必要とするという場合には、法的措置も、あるいは予算的措置も当然必要になつて来ると思つたのでございまして、御承知のやうに行政協定には検査そのものを排除するといふやうな條文がございせん。それで私どもは、建前といたしまして、これは国内法が適用されてしかるべきものだ、こういう解釈を申し上げておる。そういう理論から参りますと、今お話のございましたやうに、アメリカの管理いたします区域の中に、わが國の検査事務所を持ちまして当然検査すべきであつて、これが筋でございまして、まことにその通りでございしますが、實際問題といたしまして、行政協定の出入國に關する分科會。こ

れの下相談に私ども参画しておるわけでございますが、個々の話でいろいろと折衝いたしました結果、實際問題といたしまして、そのアメリカの管理する区域の中にわれ／＼を入れ得るといふ余地がない。しかし、私どもは、そこに開隙を生ずるおそれがある場合には、あらゆる行政権を私の方が留保しているのだから、私の方はどし／＼発言する、こういうことを申し上げてあるのでございまして。そこで現行航空機の交通につきましては、一応事後連絡でもつけようでございまして。しかし、汚染区域から参りましたり、あるいは疑わしい患者を積んで参りましたやうな場合には、即刻御連絡をいたしております。そういう疑わしい患者の処置につきましては、すぐに連絡をいたさう、こういうことに文書の申合せができております。ですから、筋と現実の姿に對処する方法を両方考へいただいて、割つて行きませんと、私どもとしても動きがとれないことになるのでございまして、そういう意味で私どもは、筋はあくまで前の検査法並びに今回の検査法特例というものが事實上は国内の行政でございまして、適用されるのである、こういう説明を申し上げておるわけでありまして。

○田田委員 課長のお話は、私一応わかるのですけれども、あなたが今おつしやつたお話の中にも、私は矛盾があると思つたのは、行政協定には關係がない法律だといつておいでになるのだけれども、しかしながら、港の方の検査は、行政協定にとりきめがないのだから国内法で行くのだ、これを準用するのだとおつしやるところに、この法案

自体がこのままでは非常に困る問題を残しておる。あなたのおつしやつておるやうに、そういう問題があれば、別個のとりきめをしなければいけないとおつしやるのですけれども、そのとりきめをしない前提で行われておるというところに、私は大きな問題があると思つたのです。そういう点はこの間から私どもの意見も十分申し上げてあるし、あなたの方としては、向うと折衝をやつて、基地の中にそういう防疫検査所をつくる話までも進めたのだけれども、向うの作戦上からそれがいれられなかつたというお話であつたのですから、私どもはそういう問題を、もつと大きな国民なり、あるいは国会なりの力で、あなたの方が考へたやうに防疫上完全な態勢をつくることに協力させるやうに、この委員会でも御発言になつてほしいということを申し上げたわけなんです。そのことは、おそらく他の委員からも御質問があるでしようから、私はその点はこれで打切りま

今、外務省の第三課長が見えてくるというので、次にそちらの方に御質問したいのですが、今回十八日の朝日新聞の發表によりますと、安全保障條約に基く行政協定によつて予備工作の話が進められておる。それによつて、大抵日本の内地でアメリカ軍が使用する土地がきまつたといふ發表がありましたが、これによりまして、軍港では、横須賀、佐世保が規定されておるわけですが、しかしながら、もちろん私どもは、従前國章によつて、連合軍が使用しておりました日本国内の他の開港場も、これは従来通り引續いて使用されるやうになるのだと思ひますが、その

点はいかになりましますか。そうして、
從來、今回軍港として定められた以外の
日本の開港がどの範囲にわたつて向
うに使用されておつたかということ
御説明願ひたいと思います。

○和田説明員 ただいま課長というお
話がありました、私は課長ではござ
いません。課長代理でございまして、
御了承を願ひます。

朝日新聞に発表のございました記事
につきましては、あれは外務省の方と
しては、別に関知しないものでござ
います。大体施設の交渉の段階は、当
らずといえども遠からずございまし
て、大筋は話が進んでおります。そ
れで港の問題につきましては、先ほど
話がありましたように、軍港としては
横須賀と佐世保を大体軍側から使
いという意思表示を受けております。
あの開港場の問題ですが、これは現
在港務委員会というものをつくりま
して、そこで個々に検討されているわ
けでございますが、大体横須賀の一
部分、それから神戸の一部分——さん
橋のごく一部分でございまして、そ
れが専用施設として残る可能性がある
と思ひます。あとは港務としては、向
う専用のもので、ほとんどなくな
ります。それで、一般の開港の使用に
つきましては、軍としては随時使用
できるわけでありまして、今申し上げ
ました所は、特別に専用施設という
種類のものは残らないことになるだ
ろう、そういう見通しを持つておりま
す。

○和田委員 從來司令部から出てお
りました同章というのがありまして、
それによりまして、小樽、函館、横
浜、横須賀、名古屋、清水、神戸、大

阪、呉、佐世保、三池、長崎、門司、
こういう所は米軍が自由に出入りして
使用しておつたのですが、こういう形
のものは依然としてこの前指定され
た専用施設の以外にも残るのじやな
いかと私は思ひますが、この点はいか
がですか。

○和田説明員 そういう形としては残
らないわけでございます。ただ開港場
には自由に出入りできるという協定が
ございまして、その協定によりまし
て、自由に出入りできるわけござ
います。

○和田委員 これは横須賀の一検査医
の話なんです、あのあたりには、開
港といふんです、普通に指定されてい
る港以外にも、あるいは沼津とか熱
海とか小田原とかいふところ、外国
の軍用船が入つて来ている事実を認
めていふというふうなことがあるわけ
ですが、今後もしそういうふうなこ
とがあれば、これは当然そうしたとき
めには違反する行動として、外務関係
あたりで交渉を持たれるようなこと
がございまして、その点をお伺い
しておきます。

○和田説明員 お話の趣旨がよくわか
らないのでありますが、アメリカ側の
船は、日本側のどの港にも入ること
ができるということになつてゐるはず
だと思ひます。でありますから、入
ること自体は、決して違反ではないの
であります。

○和田委員 そうすると、検査しない
船が入つて来るときには、今度検査法
などで検査についての通告とかなん
かを一応しなければならぬのであり
ますが、何も設備のない港にどんく
入られた場合には、検査上に穴があく

ことになりまします。そういうことは、從
来でございまして、なつていたのであり
ますか。

○和田説明員 開港場以外の所に入る
場合には、一応通知を受けることにな
つておりますから、通知を受けた後
に入つて来る。そういうことになつて、
こちらには準備期間があると思ひま
す、そのことは厚生省から御答弁
いただきたいと思ひます。

○和田委員 あなたは、私の言つたこ
とを誤解しておいでになる。私はそ
ういふ開港場でない小田原とか、沼
津とか、熱海とかいふところに入
つて来た場合のことを申し上げておる
のであります、あなたの御答弁では、
当然入つて来る権限のないところに入
つて来たといふことになると思ひ
ます。しかし、この線は直接今後
の検査法に關係がない。いかに強
持していればとて、検査法などに対
しては、こちらが好意的な解釈をし
ていたのでは甘いのだ、やはり十分
に法律はつくつておかねばだめだ
といふことの証拠に、そういう話
がなると思ひます。

次に、お聞きしたいのは、あなた
は、現在接收されている十幾つかの
港——東京なども含むのですが、こ
れはそういう形では使われなくなるだ
ろうといふことをおしやつたので
すが、その時期は一体いつごろにな
つて解除されるのですか。

○和田説明員 一部には、横須賀の中央
さん橋のように、すでに解放されつ
つあるものもございまして、先ほど申
上げましたように、これは現在合同委
員会の下部機構としての港務委員
会、まだ折衝中ではございまして、最終

に形はきまつておりませんが、きま
りましたならば、すぐ発動されるの
ではないかと思ひます。それから、一番
大きいのは横須賀と神戸でございます
が、神戸の場合には、神戸の元の扶桑
あたりを使う計画がございまして、
その辺に倉庫を整備いたしまして、
ある倉庫その他を移すという計画の
うちに聞いております。しかし、扶桑
さん橋の使用も、港務委員会が神戸
さん橋を使うかといふことも最終的
にきまつておりませんので、まだ実
現をしていないわけでありまして。

○和田委員 それから、もう一つあ
なたの御答弁で私が気になるのは、外
国の船が日本中のどの港でも開港場
に入つて来ていいのだといふような
御答弁であつたのでありますが、た
だいま問題になつてゐる検査の問題で、
先ほど来の部長なり課長なりの御
答弁は、検査港以外は大体入らない
ことになつてゐる、あつたにそれ
といふところに入らないのだといふ
御答弁であつた。そういう御答弁で
あつた。そういう御答弁で、あなた
の方では、開港場ならどこに入
つて来ていいのだといふ御答弁で、
その辺が食い違つてゐるのだと思
ひます。ですから、あなたの御答
弁は、行政協定によつてそういう
ときめがございまして、その点に
矛盾はないと思ひます。

○和田委員 それは検査港に入るとい
ふ具体的な約束ができてゐるわけ
ですか。

○榎部説明員 この点は、まだ外務省
の和田さん御承知ないと思ひま
す、それ、分科会にわかれてお話を
進めております。それで、先私にお
話いたしましたように、原則として、
今のお話のように、日本の港にどこ
でも入れる、特に軍用艦船につ
いては、今度は特例でそういうふう
になつております。これも出入分科
会で話をいたしておりますが、し
かし現在の日本の状態から考
へますと、どの港へもかつてに
来られては、検査もできないし、
検査官を派遣する旅費にも困
る。事実患者があつた場合の
処置にも困る。であるから、
どうしても何かあつた場合には、
回航してもらうような措置が
とられるといふことも考えられ
るから、極力現在の二十四箇所の
検査港に入り、検査を受けてから
行動してほしいといふことを、
私も下相談で申入れをして
おるのでございまして、その理由
といひましては、占領業務を遂
行しておりましたときに、二
十四箇所をスキヤツプが指定
した。それが、わが国が独立
したとき、今度以上港を自由に
使うといふことを要求される
のはおかしいじやないか、こ
ういふふうな私も説明いたし
ました。その点も、向うはよく
承知しております。そこで、
ひとつもう少し冷静に御判断
願ひたいのは、どの港にも入
れるといふておいて何事であ
るか、こういう議論が必ず出
ると思ひます。これは先ほど申
上げましたように、国際慣習
といふものの建前から、港
全部を締めてしまふことが
できない。そこで、本法の特
例としてこれを落した、こ
ういふことなんです。それ

に形はきまつておりませんが、きま
りましたならば、すぐ発動されるの
ではないかと思ひます。それから、一番
大きいのは横須賀と神戸でございます
が、神戸の場合には、神戸の元の扶桑
あたりを使う計画がございまして、
その辺に倉庫を整備いたしまして、
ある倉庫その他を移すという計画の
うちに聞いております。しかし、扶桑
さん橋の使用も、港務委員会が神戸
さん橋を使うかといふことも最終的
にきまつておりませんので、まだ実
現をしていないわけでありまして。

で極力検疫施行港に入りまして、その後自由通行許可証を持つて行動するということに了解がついておまして、その点は御心配ないと思っております。

○和田委員 この点については、おそらくほかの委員もおつしやると思いますが、私の意見はこの前申し上げた通りですから、申しません。

ただ、もう一つ私は外務関係の説明員にお聞きしたいのですが、今度は外国の軍艦には罰則が適用されないことになっている。これは外国の軍艦というのは一国の領土を代表しているから、たとえ入港の手続、上陸の手続に規定通りが行われなくても、普通であれば一年以下の懲役、十万円以下の罰金というような重刑になつていないのですが、そういう罰則は適用されないということになつてゐる。これは一國の中に年に一回か二回入つて来る平時の外国の軍用艦船なり飛行機についていわれることですが、現在のよう横須賀港一港だけにでも月に七十艘からの軍艦が入つて来ているような現状で、日本政府として、こういう外国の軍艦に対して、防疫上非常に心配になるような不法な行為があつたときにどうすべき措置はないのかどうか。こういう場合は、検疫法では何ともできないけれども、外務省としては、嚴重にこれを処罰するような処置がとれるのかどうか、この点もお聞きしておきたいと思ひます。

○和田説明員 ただいまお話のありましたような事例が起りました場合には、合同委員会を通じて、外交交渉によつて、苦情を申し込むなり何なりできることになつております。

○菊田委員 苦情を申し入れるだけ

で、これに対して向うが責任をとるといふことは、やはりないわけですか。

○和田説明員 責任をとると申しますのは、どういふこととございましょうか。

○菊田委員 私どもは日米合同の会談とかなんとかいふことは、あまり信用できない。というのは、さつきの船の例だけ見ても、日本が港を開いていない沼津とか小田原とか熱海とかいうところに、向うは実力を持つてゐるから、強権を持つてゐるから、船を入れようと思へば入れる。こういう問題について話をしますといつたところで、やはりはつきりと何らかのとりかわけがなければ、そういう一つ／＼の場合についての申入れがどの程度実際有効なものかどうか。あつてもなきがごとくに、こういうことが無視されて、さん／＼かつてなことをされたのでは、少くとも防疫上の見地からだけでも、日本国民はたいへん不安にさらされるわけですから、そういうことを言つてゐるわけですか。

○和田説明員 先ほど厚生省の方からお話のございましたが、合同委員会に今十幾つかのサブコミティというのがあります。そこで行政協定の文面に規定された以上の細部的なとりきめを協議しておるわけでありまして、それで、先ほどのお話にもありましたように、実は私本会議に上つて来ておりましたので、よく存じておらなかつたのですが、たとえば、原則としては日本中どの港にも入れるという立場であるけれども、これを出入国のサブコミティで二十四なら二十四の港に出入するものに両者で話し合ひができて、それが合同委員会承認されまると、両者

に対して拘束力が出て来ます。

○菊田委員 それでは、外務当局に対する質問は終りまして、あと一点だけ厚生省当局にお聞きいたします。それは、なぜ現在検疫法に重大な関係のある会談が進まない間に、こういうものを提出して、上げてしまわなければならぬのか。これに対して何らかの措置をとらなければならぬというのであれば、それと関連の深いという問題は、時日もあることなんです。それから、とにかく九十日間従来からの指示が生きてゐるわけですから、なぜそれをしなければならぬのか。もつと慎重に検討して万全の策をとるよう、そういう問題をも十分に考慮の上立法措置をした方がいいと思ふのですが、その点はどうかというところが一つ。

それから、ついでにこの点もお伺いしておきますが、前回の質問に対してはお答えにもありましたように、今度は従来全然アメリカの権限内にあつて、日本の検疫所がそれに關與しなかつた一部分の検疫事務も、日本の検疫官が担当することになるといふ御答弁であつたのですが、そういういたしますと、従来の施設をそのままにしておきまして、これを定めることは、非常に無理があるのではないかと。特に従来の施設では、定員の約一割に近いものが欠員になつてゐる。少くとも、その欠員だけは補充しなければいけないと思ふのです。しかもその中には、十六人の医者の欠員があるといふことは、非常に重大なことなんです。このことは、検疫事務自体にいろいろ疑義があるとか、非常に過重な労働になつてゐるとか、そういう点が緩和されない限り、当然新しく増員はしなければならぬのですが、増員どころじやなくて、欠員補充さえできないのではないかと私は思ふのです。これに對しまして、厚生省当局として何か具体的な法策を持つておいでになるかどうか、この二点をお伺いいたします。

○補本政府委員 第一点につきましては、先ほど来たたび／＼申し上げておりますように、この特例は、行政協定に關する特例ではございせん、検疫法の特例であります。従いまして、行政協定の細部決定云々の問題とは、關係がないわけでありまして、

第二点につきましては、仰せのように職員特に医師に欠員が多いことは、御指摘の通りでありまして、この点は、はなはだ私も心配をいたしておりまして、しかば、なぜ多いかという点にようになりますが、この点は、たとえば現在の国家公務員の俸給といふものが、いわゆる医師のマーケット・プライスに比して相違がある、あるいはいろいろその他の問題もありまして、したがって、私もこれらの点につきましては、鋭意優秀なる医師をもつて充てるように努力を進めて来ております。しかもこの問題は、厚生行政の面から見ますれば、決して一検疫所に関する問題だけではなくて、保健所その他さまざまの施設に同じようにいえる問題でありまして、これを一括して私も努力をしておる次第であります。その結果、最近では、以前より比べれば、はるかに充足率はよくなつて参つております。一方最近開業医師等につきましても、ある程度飽和点に近づきつつありますので、今後の見通しをいたしましては、一層の努力と相まちまして、これらの欠員を補うことができるかと考えております。

○青柳委員長代理 他に御質疑ございませんか。

○松谷委員 和出説明員にお尋ねしたいのですが、ただいま問題になつております特例でございまして、これは直接は行政協定には、法案としては關係はないと思ふのでございまして、しかし、少くともこういう特例が施行されるということによつて起きて来るその結果は、行政協定等の上に、国内的に考へた場合に、具体的な問題が出て来るといふお考えは、外務当局にはございせんでしょうか。

○和田説明員 どういう御趣旨なんでしょうか。結果からいつて、駐留軍との關係が起つて来るであろうと、こういうお話ですか。

○松谷委員 この特例を実施することによつて、少くとも開港すべに入港することができるようになる。しかも、その検疫は厚生省の方の問題でございまして、とにかく先ほどの御説明でも、一方的になら検疫といふことも認めておるといふような検疫のあり方を入国をいたした場合には、その後一應駐留軍との問題が国内に起きて来る。そこへ行政協定の問題がからまつては来ないであろうかということが危懼されるのでございまして、そういうことに対して、外務当局は、全然行政協定とのこの検疫所を開港場に置かずして入港を許可するといふ問題と、関連はないとお考えでございましょうか。

○和田説明員 今の御質問は、どうも厚生省の方からお答えをいただいた方がよいのではないかと申すのでございまして、先ほどの和出説明員で、行政協定とは直接は關係がないといふことですが、この行政協定に直

印刷者 印刷 印刷 印刷